

浜岡原子力発電所 4 号機
非常用ガス処理系において過去に運転上の制限を満足しているとはいえない
状態があったことに係る原子力規制委員会からの指摘について

2017 年 5 月 31 日

浜岡原子力発電所 4 号機の非常用ガス処理系において過去に運転上の制限を満足しているとはいえない状態があったことに対し、原子力規制委員会による保安調査(注 1)が実施されました。その結果、非常用ガス処理系が実際には適切な状態ではないにも係らず、原子炉施設保安規定(注 2)に定める非常用ガス処理系の機能が要求される照射された燃料に係る作業を実施していたことは、原子炉施設保安規定を満足するものではないとの指摘を受け、本日、原子力規制委員会から保安規定違反のうち「違反 2」(注 3)の判定を受けました。

非常用ガス処理系において過去に運転上の制限を満足しているとはいえない状態があったことに関して、必要な現場措置が十分に検討されていなかったこと、コミュニケーション不足により作業の詳細内容が正確に伝わっていなかったことなどの原因を踏まえ、確実に必要な現場措置が実施されるように、系統状態を管理する仕組みの改善や、作業の詳細内容を明確化させるためのルールを手引に反映するなどの対策をおこなうこととしています。

また、複数の関係者が関わったにも係らず現場措置の不備に気づくことができなかったことなどを勘案し、組織的要因の深掘りを根本原因分析により実施しており、分析結果に基づき、必要な更なる対策を立案することとしています。

当社は、今回の原子力規制委員会の指摘を真摯に受け止め、今後も引き続き必要な対策を検討するとともに確実に実施してまいります。

(注 1)保安調査は、原子炉等規制法に基づく保安検査の期間以外における、保安規定の遵守状況の調査のことです。

(注 2)原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子力規制委員会の認可を受ける規定です。

(注 3)保安規定違反には「違反 1」「違反 2」「違反 3」「監視」の 4 つの区分があり、「違反 2」は保安規定の不履行により安全機能の健全性を担保できなかった場合などに該当します。

<これまでにお知らせした内容>

■浜岡原子力発電所4号機 非常用ガス処理系において過去に運転上の制限を満足しているとはいえない状態があったことについて

(2017年4月26日お知らせ済み)

以 上